軍縮委員会会議 『非核兵器地帯の包括的研究』

黒

沢

満

それらには、アフリカ、中東、南アジア、南太平洋などが含まれている。さらに日本を含む北東アジア地域における非核兵器地帯 の設置も主張されている。 張されていた。そして一九六七年にはラテンアメリカ地域に非核兵器地帯を設置する条約が成立している。その後、非核兵器国の イニシアティヴにより、さまざまな地域において非核兵器地帯構想が提案され、国連総会の議題として採択され審議されている。 主として非核兵器国の側から主張されてきたものである。この概念は一九五〇年代には中部ヨーロッパに関し、ポーランドより主 非核兵器地帯(Nuclear-Weapon-Free Zone=NWFZ)の考えは、戦後の軍縮交渉において、副次的軍縮措置の一つとして、

三四七二A(XXX)は、賛成一二六、反対〇、棄権二で採択されている。さらに一九七六年には、この研究に対する見解が、三三 成果であり、その内容は一九七五年の第三○回総会で審議され、この研究を含む軍縮委員会会議の特別報告書に注目するとの決議 よって、この研究の実施を決定し、それが軍縮委員会会議の下で、資格ある政府専門家のアド・ホックグループにより行なわれる よう要請し、その研究を第三○回総会に提出するよう要請した。「非核兵器地帯の包括的研究」は、上述のグループによる研究の カ国政府および二国際機関から事務総長に寄せられている。 このような状勢において、国連総会はこの問題の包括的な研究の必要性を認識し、一九七四年の総会決議三二六一F(XXIX)に

Free Zones in All its Aspects, Special Report of the Conference of the Committee on Disarmament; Official Records of **うし、核兵器の不拡散にも役立つであろうし、さらには全面完全軍縮という最終目標に向けての第一歩としても有益であろうと考** えられる。 以下に紹介するのは、「非核兵器地帯の包括的研究」〔Comprehensive Study of the Question of Nuclear-Weapon-地域における非核兵器地帯の設置を促進するものとなるであろう。非核兵器地帯の設置は、その地域の安全保障に貢献するであろ the General Assembly, Thirtieth Session, Supplement No.97 A(A/10027/Rev.1/Add.1)〕の要約である。 この研究は、非核兵器地帯のあらゆる側面にわたるものであり、今後の非核兵器地帯設置のモデルとなるものであり、さらに各

B

次

1 序

I

地域的な軍事的非核化の歴史的背景

非核兵器地帯の概念

N 検証および管理 地帯内部の国家およびその他の国家の責任

非核兵器地帯と国際法

V

結び 核エネルギーの平和利用

> I 序

国連総会は一九七四年一二月九日に決議三二六一F(XXIX)

研究によって今後の非核兵器地帯に関する努力が促進されるで を採択した。この議決において総会は、非核兵器地帯の包括的

下で資格ある政府専門家のアド・ホックグループにより行なわ あろうと考え、非核兵器地帯の問題のあらゆる側面にわたる包 括的研究を行なうことを決定し、その研究が軍縮委員会会議の

れるよう要請した。

この決議により、 一九七五年三月に軍縮委員会会議は二一カ

回の公式会合と三四回の非公式会合を開き、八月一八日に全会一九七五年四月に六回会合を開き、六月から八月にかけて二五国に専門家を指名するよう要請した。アド・ホックグループは

Ⅲ 地域的な軍事的非核化の歴史的背景

一致でこの研究を採択した。

1 南極条約

方に空中査察の権利を規定し、監視員は完全なアクセスの権利を設けた最初の条約であり、核兵器がこの地域に導入されないを設けた最初の条約であり、核兵器がこの地域に導入されないを設けた最初の条約であり、核兵器がこの地域に導入されないを設けた最初の条約であり、核兵器がこの地域に導入されないを設けた最初の条約であり、核兵器がこの地域に導入されないを設けた登山の大いる。第一条は、南極がもっぱら平和目的に利用で表別であり、核兵器がこの地域に導入されないを設けた最初の条約であり、核兵器がこの地域に導入されないを設けた最初の条約であり、核兵器がこの地域に導入されないを設けた最初の条約であり、核兵器がよっぱら平和である。

2 宇宙天体条約

をもっている。

この問題は一九五〇年代後半から討議され、一九六三年の総

禁止されている。核兵器は第五条で定義されている。平和目的

は、相互主義に基づいて当事国の代表に開放される。 は、相互主義に基づいて当事国の代表に開放される。 は、相互主義に基づいて当事国の代表に開放される。 は、相互主義に基づいて当事国の代表に開放される。 は、相互主義に基づいて当事国の代表に開放される。 は、相互主義に基づいて当事国の代表に開放される。 は、相互主義に基づいて当事国の代表に開放される。 は、相互主義に基づいて当事国の代表に開放される。

3 ラテンアメリカ核兵器禁止条約(トラテロルコ条約) と規定しており、核兵器の実験・使用・製造・生産・取得が禁 管理制度をうちたてた最初のものである。第一条は主要な義務 管理制度をうちたてた最初のものである。第一条は主要な義務 を規定しており、核兵器の実験・使用・製造・生産・取得が禁 を規定しており、核兵器の実験・使用・製造・生産・取得が禁 を規定しており、核兵器が関(OPANAL)の下での効果的な またこの条約は常設監督機関(OPANAL)の下での効果的な またこの条約は常設監督機関(OPANAL)の下での効果的な またこの条約は常設監督機関(OPANAL)の下での効果的な またこの条約は人口稠密な地域に非核兵器地帯を設置した唯一の と規定しており、核兵器の実験・使用・製造・生産・取得が禁 を規定しており、核兵器の実験・使用・製造・生産・取得が禁 を規定しており、核兵器のまた。 え付けず又は置かないことを約束している。

ための会議の準備を提案した。

の核エネルギーの利用の権利が第一七条で確認され、第一八条

は平和目的の核爆発を行なう権利を規定している。

るもので、オランダ、イギリスは署名・批准しているが、アメ 要請するものであり、アメリカ、イギリス、中国、フランスは すること、核兵器の使用または使用の威嚇を行なわないことを 兵器国に対し、ラテンアメリカの非核兵器不存在の地位を尊重 リカ、フランスはまだ署名もしていない。付属議定書■は、核 管轄権をもつ国家に対して、同様の義務を引きうけるよう求め 付属議定書Iは、この地帯外の国家でこの地帯の中の領域に

海底核兵器禁止条約

題に関連して反対を表明している。 支持しているが、ソ連は平和的核爆発、

通過、公海の自由の問

築物、 これらの兵器を貯蔵・実験・使用することを特に目的とした構 た。条約当事国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器並びに するよう求めた。 この条約は一九七二 年 五月一八日 に発効し 総会は決議二六六〇 (XXV) で条約を推奨し署名のため開放 九七〇年に軍縮委員会会議が条約案を国連総会に送付し、 発射設備その他の施設を、一二カイリの外側の海底に据

他の非核兵器地帯設置の提案

5

(a)中部ヨーロッパ

一九五七年一〇月二日、ポーランドは両ドイツが同意するな

らに一九五八年一一月四日および一九六二年三月二八日にそれ 月のソ連の提案にもこの考えは含まれていた。ポーランドはさ ら自国での核兵器の製造と貯蔵を禁止する用意があると述べ、 一九五八年二月一四日に詳しい計画を提出した。一九五八年七

(b) バルカン諸国・アドレア海・地中海 ぞれ改訂案を提出している。

Cに提出した。一九六八年の非核兵器国会議で、ブルガリア、 む非核兵器地帯の必要を述べ、一九七二年にルーマニアはその ミサイル兵器のない地帯と宣言すべきだという覚え書をEND にソ連はバルカン諸国およびアドレア海に非核兵器地帯の設置 半島を平和地域にすることを示唆した。一九五九年六月二五日 を提案した。一九六三年五月二七日にソ連は、地中海全体を核 ルーマニア、ユーゴスラビアはバルカン諸国および地中海を含 域を設置する提案を行なった。一九五九年五月ソ連はバルカン 一九五七年九月一〇日、ルーマニアはバルカン諸国に平和地

(c) アフリカ

一九六四年にOAUの国家元首および政府首長はアフリカの非三年に独立アフリカ諸国首脳会議はそのための決議を承認し、リカ大陸を非核兵器地帯として尊重するよう要請した。一九六いる。第一六回国連総会は決議一六五二 (XVI) を採択し、アフポとするための一連の決定を採択し、また採択を提案してきて帯とするための一連の決定を採択し、アフリカ大陸を非核兵器地一九六〇年以来アフリカ諸国は、アフリカ大陸を非核兵器地

の宣言を推奨した。 国連総会第二九会期は決議三二六一E(X核化宣言を承認した。 国連総会は決議二〇三三(XX)で上述

だ時期尚早だと考えており、イギリスは態度を保留している。アフリカの非核兵器地帯設置を支持しているが、アメリカはま形式をまだ決定しなければならない。中国、ソ連、フランスはそのような地帯の性格を定義し具体化するために適切な手続とXIX)でこのことを再確認している。しかしアフリカ諸国は、の『言言を射撃した』 目表案名言 フタ東ドを聞言 フィート くり

(d) 北ヨーロッパ

会議でくりかえしている。ソ連はこの提案を支持し、保障国と一、七二、七三年の国連総会および一九七三年の全欧安保協力帯を設置すべきことを 示唆し、 フィンランド は さらに一九七一九六三年五月フィンランド大統領は北欧諸国が非核兵器地

なる用意があると述べている。

(e) 中

表明している。 国連総会が採択した 決議三二六三(XXIX)にるよう要請した。中東地域のほとんどの国はこの提案に支持を

一九七四年にイランがエジプトと共に国連総会の議題に含め

る。イスラエルは棄権し、地域の諸国家間での直接協議が最善は、 若干の留保を 伴ってではあるが 五核兵器国は 賛成してい

の方法であると述べている。

(f)

南アジア

り、また南アジアは狭すぎて適切でないと述べた。両国はそれり、また南アジアは狭すぎて適切でないと述べた。インドは、非核兵器地帯の考えを支持すべ、総会で示された指針の下で事務総長により地域会議が開かべ、総会で示された指針の下で事務総長により討議された。パ第二九回国連総会でパキスタンの要請により討議された。パ

ぞれ別個の決議案を提出し、それらは決議三二六五Aおよび三

二六五Bとして採択された。

非核兵器地帯の概念

III

普遍性の原則に対する代替物とみなされてはならないと多くの 枠組をつくることである。非核兵器地帯は核兵器不拡散条約の とである。また核エネルギーの平和利用における地域的協力の 防止および核軍備競争停止のための追加的な手段を提供するこ

目 的

すること。②当該国を核攻撃の威嚇から除外し、もしくは核戦争 球上のさまざまな地域で核兵器が完全に存在しない状態を確保

非核兵器地帯の概念の主要な要素は以下のことである。⑴地

さまざまな地域の多くの諸国が比較的短期間に核兵器能力を開 平和と安全を強化すること。この概念が生まれたのは、世界の にまきこまれないようにすること。③全面完全軍縮、特に核軍 縮に対して積極的な貢献をなすこと。⑷そのことにより国際の 危険を増大させるであろう。さらに核兵器拡散防止が完全には それは新しい脅威となり、核軍備競争をひきおこし、核戦争の 多くの国がそう決定するかもしれないという認識からである。 発する能力をもったし、またもちうるということ、及びさらに

あると述べる専門家もいる。

ることなども要素となっている。 成功していないこと、および核の平和利用が急速に増加してい

より広い観点からみると、非核兵器地帯の目的は核兵器拡散

専門家は考えている。 (a) 地帯に含まれる国家の安全保障

地域の諸国家の重大な安全保障上の利益が害されることなく、 非核兵器地帯の前提として、それに参加することによりその

る。核兵器がすでに存在する地域においては、 かえって 増進させられるだろう という 国家の確信が 必要であ 国家の安全に関

し特別な問題が生じる。非核兵器地帯の設置が不可能な地域も

う共通の合意に依存している。多くの専門家の考えによれば、 器の開発および所有も全体としてのその地域に有害であるとい 核兵器は地帯の構成国に対し核兵器の使用もしくは使用の威嚇 非核兵器地帯が成功するか否かは、いかなる国家による核兵

とする見解もあった。 を行なわないと約束すべきである。さらに積極的な保障が必要 だとする見解もあり、またそれはケース・バイ・ケースによる

置は特に困難であろうが、また特に望ましいものであると多く 最も鋭い緊張が存在する地域においては、非核兵器地帯の設

する協力へと導びくであろう。他方、逆の意見を述べる専門家 の専門家は考える。それは緊張を緩和し、より大きな問題に対

もいる。

設置の可能性について検討すべきであるとも言われた。 人道法上の非武装地帯に似たアド・ホックな非核兵器地帯の

(b) 世界の安全保障

きである。 せ、核戦争の危険を減少させるプロセスの一部と考えられるべ のであるが、それはまた核拡散を防止し、核軍備競争を停止さ 器地帯の主たる目的は国家および地域の安全保障を促進するも 世界の安全保障は地域的安全保障と相関関係にある。非核兵

ない。

(c) 核兵器不拡散

る専門家もいる。 散条約とは独立したものであり、より有効な選択であると考え れるべきである。しかし、非核兵器地帯への参加は核兵器不拡 るべきではなく、それを補完する潜在的に強力な措置と考えら 非核兵器地帯の概念は核兵器不拡散条約の代わりと考えられ

地帯設置のための諸原則:地域的な考慮の重要性

するところでは、以下のような一定の諸原則が考慮されるべき ごとに異なる。しかし非核兵器地帯のための適切な条件が存在 非核兵器地帯が有効に働き、安全保障を促進する条件は地域

である。

地理的範囲の国家グループによってのみならず、少数の国家グ (i) 非核兵器地帯の設置に関する義務は、大陸全体又は広い

ループおよび個々の国家によっても引きうけられる。 (ii) 非核兵器地帯の取極は、その地帯に実際に核兵器が存在

しないことおよびそうありつづけることを確保しなければなら

家からおこるべきであり、それへの参加は自主的なものでなけ (iii) 非核兵器地帯の創設のイニシアティヴは当該地域内の国

ればならない。

その地帯の実効性を促進する。 に重要な国家――すべての国家の方が望ましいが――の参加が (iv) 地帯がある地域を含む時はいつでも、その地域の軍事的

ための有効な検証システムを含まなければならない。 (v) 地帯の取極は、合意された義務の完全な遵守を確保する

進すべきである。

を通じて、地帯構成国の経済的・社会的・科学技術的発展を促

その取極は、核エネルギーの平和利用における国際協力

(vi)

地帯を設置する条約は無期限でなければならない。

いる。

非核兵器地帯の基本的要素は、当事国によるあらゆる核爆発

っているからといって非核兵器地帯条約の義務を免れる理由に

る管理を行なうべきではないという意見と、核兵器不存在の状 非核兵器地帯の構成国は、その地帯の外部でも核兵器に対す

態はその地帯内だけに適用されるという意見がある。 非核兵器地帯の構成国に対し核兵器の使用もしくは使用の威

嚇を行なわないという核兵器国の適切な保障を規定すべきであ はなくケース・バイ・ケースに考えるべきだと述べる専門家も ると多くの専門家は考えたが、それは前提条件と考えるべきで

が存在する場合、そこにも非核兵器地帯を設置すべきであると えるが、若干の者は平和目的の核爆発装置は非核兵器地帯の概 装置の開発・取得・所有の禁止であるとほとんどの専門家は考 念と矛盾しないと主張する。 その地帯の構成国でない国がその地帯内に管轄権をもつ領域

いる。 多くの専門家は考えるが、一定の場合に限ろうとする専門家も ないと考える専門家もいるが、多くの専門家は、軍事同盟に入 非核兵器地帯の設置は既存の安全保障の取極を害してはなら

はならないと主張する。

いう考えもある。 止を強調したり、これらの問題は個々の条約に任せるべきだと れるべきであると多くの専門家は考えるが、核兵器の通過の禁 非核兵器地帯の境界および諸規定は、国際法に従って決定さ

より決定されるべきだとの意見もある。 解が多くの専門家からだされたが、それはその地帯の構成国に その協定締結の交渉に参加する機会を与えられるべきだとの見 非核兵器地帯の取極に入ると予想される国、特に核兵器国は

3 安全保障条約と地帯の設置

核兵器国も構成国である同盟に非核兵器地帯の潜在的構成国

同盟の構成員であるからといって、非核兵器地帯の義務を免れ 討されるべきであり、両者を両立させるようにすべきである。 器の配置によりさらに複雑になる。それぞれの場合は個々に検 が入っている場合には、特別な問題が生じる。この問題は核兵

ることはできない。軍事基地の問題も高度に複雑である。

地帯の範囲と構成

貢献をなすが、中程度のまたは小さい地帯の設置も地域の安全 広い地帯の創設は小さい地域よりも核軍縮に対しより多くの

できるならその地域のすべての国家の参加がその地帯の実効性関しては、非核兵器地帯の中の軍事的に重要な国家のすべて、保障の促進のために重要な役割を演じることができる。構成に

を促進する

完全な同意を得れば設置できると考える専門家がいる。帯を設置することはできないとする専門家と、地帯外の国家の帯を設置することはできないとする専門家と、地帯外の国家の事核兵器地帯は明確に定められ承認された境界をもつべきで非核兵器地帯は明確に定められ承認された境界をもつべきで

5 地帯設置の手続

的にむかっての協議は関連諸国家間で行なわれる。 お核兵器地帯設置のイニシアティヴがとられたら、その目なら、国連や IAEA の援助・助言・仲介を 得ることができ国の特別な状況により変わってくるだろう。その場合もし望む国の特別な状況により変わってくるだろう。その地域および当事は疾器地帯創設のイニシアティヴは、その地域内からおこ非核兵器地帯創設のイニシアティヴは、その地域内からおこ

№ 地帯内部の国家およびその他の国家の責任

する実質的規定は、責任の合意されたバランスの上にきずかれの間の責任の適切な分配に依存している。非核兵器地帯に貢献な影響は、地帯内部の国家と地帯外部の国家とくに核兵器国と地域的および世界的な安全保障に対する非核兵器地帯の有益

1 基本的な用語の定義の必要

非核兵器地帯の観念の基礎にある基本的な概念は、地帯を設

なければならない。

ようになるだろう。

北ちになるだろう。

本は兵器地帯のすべての構成国は「核兵器」という用語の意味について完全に一致していなければならない。この点に合意味について完全に一致していなければならない。この点に合意

軍事目的と平和目的の核爆発の間には何ら区別がないから、

点でIAEAと交渉することが必要であろう。協定の正式の文べきではないとの意見もある。保障措置の手続に関してある時

述べる専門家もいるが、それらの国の参加は権利とみなされる

地域外の国家、特に核兵器国の交渉への参加が必要であると

門家は理解している。 核兵器という用語はすべての核爆発装置を含むとほとんどの専

る。 能力の開発と非核兵器地帯への参加は何ら矛盾しな い と 考 え しかし両者を区別する専門家もおり、彼らは平和的な核爆発

ることが必要である。ある専門家は自国の法令に従って主権を 行使する空間だと主張し、他の者は「領域」の定義は国際法に 致しなければならないと主張する。 条約にとって締約国の「領域」が何を意味するのかを定義す

否かについては意見が分かれている。 義することが必要である。特に国際水域を含むことができるか

また条約に含まれる「地帯」が何を意味するのかを明確に定

る。

けられるかもしれない核兵器を除去することが必要とされる。 だと考える専門家もいる。その安全区域では地帯内の目標にむ 地帯外の国家はそれに同意すべき何らの義務もないという主張 地帯に接続する安全区域の設置に地帯外の国家が同意すべき

という用語を定義することが望ましいだろう。 また非核兵器地帯の文脈で核兵器の「通過」 および「運搬」

もある

2 核兵器の開発および生産

どのような手段によっても、直接または間接に開発・実験・生 あるためには、核兵器国が核兵器の開発・生産に関してその地 産しないことを約束することである。その地帯が最大限有効で の最も重要な義務は、その地帯の国家がいかなる核爆発装置を その地帯にいかなる核兵器も存在しないことを確保するため

帯の国家を援助しないことを約束すべきである。この禁止は平

和目的の核爆発装置には適用すべきではないという 見 解 も あ

は間接に地帯内外において、核兵器を取得・所有・受領しない 地帯内の国家の第二の義務は、いかなる方法であれ直接また 3 核兵器の取得および所有

という核兵器国による約束と釣り合うべきものである。 という約束である。これは、この地帯の地位を十分に尊重する

帯外の国家の管理の下にある核兵器の設置・配置・貯蔵を禁止 非核兵器地帯の構成国である国家は、その領域内において地 防止することを約束しなければならない。 地帯内での核兵器の配置および貯蔵

5 核兵器の運搬 Ļ

有を意味するからである。地帯設置条約においてこの点に関す核兵器を運搬することはできない。それは一時的であっても所核兵器を運搬することはできない。その地帯の国家は、その管轄または管理の下にある運搬具で

6 核兵器の地帯内の通過

る明確な規定が望ましい。

航、領海の無害通航権が問題にされた。 ある専門家たちは、地帯設置条約において通過を禁止することは非核兵器地帯の本質的要素であり、それは地帯内および地とは非核兵器地帯の本質的要素であり、それは地帯内および地とを認めるか否かに関する国家の領空あるいは領海を通過することを認めるか否かに関する国家の領空あるいは領海を通過することを認めるか否かに関する国家の領空あるいは領海を通過することを認めるか否かに関する国家の領空あるいは領海を通過することが認めるか否かに関する国家の領空あるいは領海を通過することが認めるか否がに関する国家の領空あるいは領海を通過を禁止することは非核兵器地帯の大きではないと述べる。これに関して国際海峡の自由通の必要条件ではないと述べる。これに関して国際海峡の自由通の必要条件ではないと述べる。これに関して国際海峡の自由通の必要条件ではないと述べる。これに関して国際海峡の自由通の必要条件ではないと述べる。これに関して国際海峡の自由通の必要条件ではないと述べる。これに関して国際海峡の自由通りが、領海の無害通航権が問題にされた。

いる。

非核兵器地帯への参加と安全保障取極への参加はそれ自身何

は、その地帯内の武力紛争および地帯内と地帯外の国家の武力非核兵器地帯による 地帯的 および 世界的 安全保障への貢献

上の利益は、核兵器の攻撃または威嚇から免れることである。

地帯協定が交渉される時に考慮されるべきだと述べる専門家も地帯協定が交渉される時における協議と交渉により達成できる。地帯の構成国に対段階における協議と交渉により達成できる。地帯の構成国に対段階における協議と交渉により達成できる。地帯の構成国に対段階における協議と交渉により達成できる。地帯の構成国に対のが、前提条件とみなされるべきではなく、個々の非核兵器の明確な正式の保障が必要条件であると考える専門家も、とに、おいか、前提条件とみなされるべきだと述べる専門家も、とに、おいか、前提条件とみなされるべきではなった。

で具体化されるべきである。右するかもしれない。いかなる安全保障も拘束力ある協定の形核兵器国が当該非核兵器国に対して安全保障を与える意欲を左核兵器国が当該非核兵器国に対して安全保障関係は、他のら矛盾するものではないが、そのような安全保障関係は、他の

8 地帯に対する約束

非核兵器地帯の設置に関して引きうける約束は無期限でなけ

非核兵器地帯の主たる目的の一つは、構成国の安全を増進す7 地帯に対する核兵器の使用あるいは使用の威嚇

ることである。非核兵器地帯に含まれる国家の最大の安全保障

使用の威嚇を行なわないことを約束すべきだと、ほとんどの専

規定されるべきである。地帯に対するその他の国の態度につい 関もしくは地域機関の決議で一般的に勧告することもできる。 べきであり、核兵器国の義務も正式の法的拘束力のある文書で の義務は地帯を設置する正式の条約の中に明示的に規定される 家、核兵器国、その他の国家にかかわる。地帯内の国家の個々 ては、ある場合には個々に決められるが、また国連の適当な機

ればならず、それは三つの国家グループ、すなわち地帯内の国

助も与えず、求めず、受領しないことである。核エネルギーの 許さないこと、さらに核兵器の開発・生産についていかなる援 かなるものに対してもその領域に核兵器の貯蔵・設置・配置を 器の開発・実験・生産・所有・受領を行なわないこと、またい 地帯内の国家が負う義務は、その管轄下の領域において核兵 (a) 地帯内の国家によるもの

> 門家は考えている。これは、凶地帯内に核兵器を設置・配置・ 許すこと、心地帯内の国家に対し核兵器の開発・生産・取得に 去すること、心もし地帯内に軍事基地があれば核兵器が全くな 貯蔵しないこと、もし過去にそうしていたらすぐに地帯から撤 くこと、核兵器国は非核兵器地帯の提案をケース・バイ・ケー 続する安全区域の設定に協力することの約束を意味している。 ついて援助を与えないこと、は特別な状況の場合には地帯に接 いことを保障すること、そしてできるなら基地や施設の査察を しかし他の専門家たちは、そのような協力は交渉と合意に基づ

と考える専門家もいる。 利を留保できると、ある専門家たちは考える。しかしそのよう な権利を留保すれば非核兵器地帯の本質的な価値が失なわれる その他の諸国家によるもの

には、核兵器国は非核兵器地帯を尊重する義務を再考慮する権

の支持または援助の下に侵略もしくは武力攻撃を行なった場合

略の共犯になった場合、もしくは地帯内非核兵器国が核兵器国

非核兵器地帯の義務を引きらけた国が侵略を行なったり、

スに考えなければならないことを主張する。

(c)

その他の地帯外の国家による約束の目的は、それらの国家が

過に関しては意見は分かれている。

(b)

核兵器国によるもの

あらゆる軍事利用の放棄を主張する専門家もいる。核兵器の通

び非核兵器地帯に含まれる国家に対して核兵器の使用もしくは 核兵器国は地帯の核兵器不存在の状態を尊重すること、およ

地帯の有効な機能を害するような活動を行なわないようにする

度の核技術をもつ国の場合には特に重要である。も地帯内の国家に提供しないようにすることである。これは高ことであり、特に核兵器の開発へと導びくようないかなる援助

9 管理措置

だろう。を確保する検証および管理の有効なシステムにかなり依存するを確保する検証および管理の有効なシステムにかなり依存する

らない。 らない。 の条約は、条約規定違反の秘密活動を防止するために、ま では、条約規定違反の秘密活動を防止するために、ま の場合しないこと、核兵器が地 の場合しないこと、核兵器が地 のは、条約規定違反の秘密活動を防止するために、ま のは、条約規定違反の秘密活動を防止するために、ま のは、条約規定違反の秘密活動を防止するために、ま

平和利用における協力を容易にするだろう。

燃料サイクルに対し適切なIAEAの保障措置が適用されなけ

非核兵器地帯の有効な実施のため、地帯内の各国の完全な核

10 さまざまな非核兵器地帯の間の関係

び経験の交換、技術協力および管理と監督における協力のため、さらに多くの非核兵器地帯が設置されるにつれて、情報およ

細に決めることは困難であろう。

に取極が作られるべきである。しかしこれに関して前もって詳

> 検証および管理

1 目的および範囲

軍備制限、軍縮、副次的軍縮措置の分野における協定の義務

質を核兵器に転用しないという保障になるし、核エネルギーの含まれる義務の性質と範囲によって条約ごとに異なっている。含まれる義務の性質と範囲によって条約ごとに異なっている。有効な検証制度は地帯内の国家間および地帯内と地帯外の国有効な検証制度は地帯内の国家間および地帯内と地帯外の国が当事国により遵守されることを検証し管理する問題は、常にが当事国により遵守されることを検証し管理する問題は、常に

は地域ごとに異なるだろうし、国家がひきうける義務の種類管理のシステムを備えなければならない。検証と管理のシステが厳密にその義務を遵守していることを確保するための検証とが厳密にその義務を遵守していることを確保するための検証と

規定および起こるかもしれない違反の問題を審議し解決する規に依存するものである。一般に、条約は義務の遵守を検証する

は平和目的からの転用を防止するため地帯内の国家のすべての 定を含まなければならない。この場合、検証と管理のシステム

核活動にまで拡大されるべきである。 有効な検証と管理のシステムは、 一般に事実審査機関、 個々

の国家間の協議手続、各国家間の協議と勧告のためのフォーラ

管理システムとの協力が有益であろう。 事実審査については、国家は国際法に従って自国の検証手段

他の軍縮関連条約の管理システムおよび他の非核兵器地帯の

が条約に規定されるべきである。 を用いる権利をもっているが、さらに当事国の協力による調査

きる。

非核兵器地帯協定の検証の任務は二つの主たる分野に分かれ

することである。もう一つは、その地帯に外部から核兵器が入 る。一つは地帯の国家が核兵器を開発・生産しないことを確保 ってこないことを確保し、もし核兵器が地帯内にあれば撤去さ

ための定期的な検証、および違反事実の発見の際の報告手段の バーされる。その保障措置は、核物質が核兵器に転用されない べての核物質にIAEAの保障措置を適用することに より ヵ

れることを確保することである。第一の側面は地帯内国家のす

両方を規定するだろう。 検証の第二の側面に関しては、IAEAの任務には限界があ

るので、検証するためにさらに別のマシナリーをつくることが

必要である。

らの機関は定期的およびアド・ホックな査察を行なうことがで 域機関または特別機関を設置することが好ましいだろう。これ は、IAEAの検証手段以外のものを履行するために常設の地 うけることができるかもしれない。しかし多くの地域において 現存の地域的または国際的機関は、上述の検証の責任を引き

続および詳細な協議の手続を規定することができると述べる。 非核兵器地帯の当事国からなる多数国間機関をつくり、それ ある専門家たちは、 地帯の国家間の相互的な調査と査察の手

関の一つの重要な任務は、個々の国家間の協議が失敗したとき れに関して勧告をなすことも望ましい。そのような多数国間機 が条約の規定の履行に関する常設管理機関の報告を審議し、そ

に、違反の問題を審議することである。

すでに述べたように、IAEAの保障措置制度は非核兵器地 核エネルギーの平和利用に対する保障措置

2

帯の諸規定の履行を検証するのに重要な役割を果たすことがで きる。IAEAの実際の任務は二つの要素により決定される。

質が核兵器の製造のために用いられないことを確保 する 問 題 を規定したIAEA憲章(第三条A第五項)である。 れる任務であり、他はIAEAが引きうけることのできる義務 一つは地帯設置条約の具体的な規定とそこでIAEAに与えら 非核兵器地帯の検証問題の一部、すなわち地帯の国家の核物

により解決することができる。 は、すべての核物質に対しIAEAの保障措置を適用すること

同時にIAEAと集団的条約を交渉する。GIAEAと当事国 れる。回個々の国家がIAEAと直接交渉する。的設立条約と れるべきである。IAEAとの協定は次の三つの方法で締結さ 従わせるという義務は、地帯の設立文書の中で明示的に規定さ

置に従うすべての核物質の計量と管理のため国内機関および地 域機関の協力が必要になる。 保障措

IAEAの保障措置をある国の核活動に適用すれば、

地帯内の国家がそのすべての核活動をIAEAの保障措置に

するとするならば、IAEAとの集団的協定を締結することが 最も有効である。 定は、地帯設立条約への加入の際に個々の当事国に対して発効 また地帯の国家は、権限のない集団が窃盗などにより核物質

> 査 察

3

ましい。

物理的保護に関する十分な基準を適用すべきだという規定も望 を核兵器に転用することを防ぐため、地帯内の核分裂性物質の

部分として保障措置協定に従って査察が行なわれる。

IAEAの保障措置が適用されるなら、その手続の不可欠の

IAEAにより検証されない義務の履行を確保する手続の一

要素として、非核兵器地帯の常設管理機関に地帯内で定期およ

請により、また多数国間機関の要請により行なわれるだろう。 る。その査察は管理機関のイニシアティヴにより、当事国の要 びアド・ホック査察の両方を行なう任務を与えるこ とが でき

IAEA、地域機関および国内機関の役割

なる。

なレベルのさまざまな権限ある機関の間の緊密な協力が必要と

検証手続の適切な執行のためには、国際的、地域的、

国内的

との個別的だが同時に行なわれる交渉による。IAEAとの協

非核兵器地帯はまた、条約当事国が紛争または国際的摩擦へ

る。

または侵略行為を形成するならば、 できる。非核兵器地帯の違反が平和に対する脅威、平和の破壊 理事会または総会へ訴えることのできる権利を規定することも と導びき紛争を生じさせるおそれのある事態を国連の安全保障 国連安全保障理事会は国際

る。 の平和と安全の回復のために必要な措置をとる権限をもってい

むかもしれない。しかしそれはIAEA憲章の改正を必要とす べての検証の責任をIAEA内の特別機関にまかせることを望 および地域機関にまかせることもできる。 検証と管理を行なり国内機関の活動の調整の援助をIAEA ある地域においては、地帯条約の当事国は非核兵器地帯のす

5 アド・ホックな機関の創設

の構成と目的に合わせてつくられ、そのような検証と管理のた とがあるからである。そのような場合、検証と査察はその地帯 ⑴現存の地域機関はそのような任務に適していない から で あ 実施を組織する最も有益な手段であるかもしれない。それは、 アド ②現存の機関の構成が非核兵器地帯の構成と一致しないこ ・ホックな機関が非核兵器地帯のすべての検証と管理の

に行なわれるだろう。

めに主として計画されたアド・ホックな機関により最も効果的

V 非核兵器地帯と国際法

は、国連憲章の諸規定、特に第一条と完全に一致している。 地球上のさまざまな地域から核兵器を排除しようとする取極 1 国際法との関係

予定する憲章第五二条の規定とも一致する。 ある専門家たちは非核兵器地帯の設置がさらに非武装地帯を

また非核兵器地帯の創設は、

地域的取極または機関の存在を

規律する諸原則とも一致すると述べる。 非核兵器地帯の創設は、国際法および国連憲章の諸原則、 そ

は使用を差し控えること、国境の不可侵、 重、国家の領土保全または政治的独立に対する武力の威嚇また 行なわれるべきである。主権平等と主権に内在する諸権利の尊 国家の領土保全、紛

して特に国家間の相互関係の指針となる以下の諸原則に従って

争の平和的解決、国内問題への不干渉、人民の平等権と自決 自衛権、国家間の協力、国際法上の義務の誠実な履行。 非核兵器地帯の創設は、核兵器拡散の防止および核軍縮を含

兵器地帯の設置はそれ自身目的とみなされるべきではなく、全 む全面完全軍縮の達成をめざす一連の措置の一部である。非核

る手段と考えられるべきである。 面完全軍縮および国際の平和と安全というより広い目的に対す

帯の構成国は、核兵器国がそれらの国に対して核兵器を使用せ 非核兵器国の多くの専門家は次のように述べる。非核兵器地

より非常に容易になる。

ず、また使用の威嚇を行なわないという十分な効果的な安全保

関係において武力の威嚇または使用を差し控えるという一般原 な保障を求める権利をもっている。その基礎となるのは、国際 障を核兵器国から受けるべきであり、地帯の諸国家はそのよう および非核兵器国が非核兵器地帯を創設する際に引きうけ

る義務の性質である。

他の多くの専門家は、保障は国際法上の権利とみなすことは

「互の協定によってのみ解決されるものであり、個々の非核兵器 地帯の取極が交渉される時に地域的な要因を考慮に入れて考え ると考える。そして地帯外の国家のコミットメントの問題は相 できないと考えるが、ある種の保障は地帯の実効性に貢献しう

べきだという強い見解もある。

五一条の下での個別的または集団的自衛の固有の権利を害する られるべきだと彼らは述べている。非核兵器地帯条約は憲章第

べきだと述べた。

ことはできない、とほとんどの専門家は述べている。

手段により解決されるべきであり、条約はこの点に関する十分 に効果的な保障措置および管理のための規定が存在することに な規定を含むべきである。

紛争の解決および防止は、条約の中 非核兵器地帯の実施および解釈に関して生じる紛争は平和的

関する諸原則を含む国際法を遵守しなければならないことを強 える。また特に核兵器積載船が地帯内の港に入ることを禁止す が領海を通航することは非核兵器地帯の目的と一致しないと考 あった。他の専門家たちは、それらは地帯の実効性に対する必 調した。さらに領海の無害通航権の原則も含まれるとの意見も 成国は公海、国際航行に用いられている海峡および国際空間に 要な条件の点から考えられるべきであると考え、核兵器積載船 多くの専門家は、非核兵器地帯の領域を決める時に地帯の構

区域をつくることにより生じる法的問題に対し考慮が払われる を地帯の中に含めることにより生じる法的問題、すなわち安全

またある専門家たちは、地帯の構成国の主権の外にある地域

2 現行諸条約との関係

非核兵器地帯を設置する条約は、

地帯の国家の他の条約義務

と一致しなければならない。それらには二種類の文書があり、

つは一般的な適用もしくは利害をもつものであり、他は特定

連憲章のほかに、部分的核実験禁止条約、海底核兵 器 禁 止 の適用または利害をもつものである。第一のものとしては、国

条

務を免れるために他の協定の約束をもちだすことはできない。 地帯に参加することを決定したならば、非核兵器地帯条約の義 書との調和が達成されなければならない。国家が一度非核兵器 約、核兵器不拡散条約、IAEA憲章に考慮が払われるべきで 第二のものに関しては、その特定の地域に適用しうる文

権利を再確認していることに多くの専門家は注目した。 ないことを確保するために地域条約を締結する国家グループの 非核兵器地帯条約の遵守の基準および法的義務に関し、 核兵器不拡散条約第七条が、 一定地域に核兵器が全く存在し 核兵

器不拡散条約とそれらとの関係については意見は分 か れて い

ないと述べる専門家もいる。 3

は望ましいが非核兵器地帯の構成国になることの前提条件では

国連との関係

ことを主張する。しかし他の専門家たちは、 きこと、および国連は憲章第七章にてらして保障者になりうる 係にあること、すなわち国連は非核兵器地帯を促進・奨励すべ ができる。ある専門家たちは、非核兵器地帯は国連と二重の関 国連は非核兵器地帯の設置に際し積極的な役割を演じること

は憲章第六章および第七章に規定された制度を含む国連の現行 の責任を憲章上もっていないと述べる。 国際紛争の解決に関する国連の任務に関して、

非核兵器地带

便益を提供しうるが非核兵器地帯の創設を奨励するような特定

国連は討議の場や

助を与えることができる。国連はまた、非核兵器地帯の概念を のマシナリーを利用することができる。 国連は非核兵器地帯の設置および実施のさまざまな段階で援

の進展のために援助を提供することもできる。 軍備制限、 軍縮、 副次的軍縮措置に関する国連の全面的な責

支持するために国連の権威を用いることもできるし、直接協議

任にかんがみて、非核兵器地帯の当事国が条約の目的および諸

なければならないとする専門家と、核兵器不拡散条約への加入 非核兵器地帯を創設する国家は核兵器不拡散条約の当事国で

る

規定の履行に関する定期報告を国連に提出すること も 望 ま し

Ⅵ 核エネルギーの平和利用

1 地帯内国家が平和目的の核科学技術を利用しうる

可能

諸規定と一致した方法でそれを利用する権利をもつ。う譲り渡すことのできない権利をもち、地帯条約の目的および,非核兵器地帯の当事国は平和目的の核エネルギーの利用とい

- 非核兵器地帯内の核エネルギーの平和利用の促進と保障措置語規定と一致した方法でそれを利用する権利をもつ。

われるであろう。

器地帯の創設とその地帯への効果的な保障措置制度の適用は、に関して、IAEAが重要な役割を果たすべきである。非核兵

易にするだろう。多くの専門家は非核兵器地帯条約の平和的核核エネルギーの平和利用における地域的および国際的協力を容易するのである。

た。しかし他の専門家たちはそれでは不十分であることを指摘活動の規定のモデルとして核兵器不拡散条約第四条 に 言 及 し

している。

2 核兵器国の役割

多くの専門家は以下のように考える。非核兵器地帯の構成国

を容易にすることを考慮すべきである。て核兵器国および高度の核技術をもつ国家は、そのような接近和利用の利益に十分接近できるものでなければならない。そしは無差別に平和的核爆発の潜在的利益を含む核エネルギーの平

を容易にすることを考慮すべきである。

国際機構および国際取極の役割

管理のための地域機関またはアド・ホックな機関によって行ないる。そのような拡大された協力の履行および調整は、検証とでの協力にまで広がるような地域的協力の一要素がつくられて

非核兵器地帯が創設されたならば、核エネルギーの平和利用

的核協力に関する協定を結ぶことが望ましい。 またIAEAと地帯を代表する権限ある機関との間で、平和

物理的保護およびIAEA保障措置の適用を容易にすると、多センターの設置が原子力プログラムの開発に役立ち、核物質の地帯内の国家間の協力の分野において、地域的燃料サイクル

くの専門家は考える。

の任務をもつ多数国間機構として考えられている。ていないが、共同で稼動する工業施設および共同の行政・実施地域的核燃料サイクルセンターの概念はまだ厳密に定義され

と述べる。

ついて確固とした結論をだすことは時期尚早である。で、この段階でそのようなセンターと非核兵器地帯との関係にで、この段階でそのようなセンターと非核兵器地帯との関係に

4 平和的核爆発

ばならない。用の利益は、非核兵器地帯の構成国に利用できるものでなけれ用の利益は、非核兵器地帯の構成国に利用できるものでなけれ平和的核爆発からの潜在的利益を含む核エネルギーの平和利

としても、その製造を彼ら自身で直接または間接に生産し所有従って核兵器国から平和的核爆発の便益を受けることはできるめ装置の生産・開発はその地帯の基本目的の一つに違反するとは兵器としても利用されうると考え、地帯の国家自身によるそは兵器としても利用されりると考え、地帯の国家自身によるそは兵器としても利用されりると考え、地帯の国家自身によるそは兵器としても、その製造を彼ら自身で直接または間接に生産し所有

にするのがよいという見解も表明された。結果として合意がえられるまで、平和的核爆発をモラトリアム

また平和的核爆発の問題について現在行なわれている研究の

IAEAおよびその平和目的核爆発アド・ホック諮問グルーにするのがよいという見解も表明された。

プの便益が、平和的核爆発計画を考える際に重要であるという

その監視を許可すべきことを非核兵器地帯条約は規定すべきで帯の機関に通告すべきこと、および爆発に関する情報を提供し平和的核爆発を行なおうとする国は監督と管理に責任ある地ことも、多くの専門家により述べられた。

結結

び

ある、という見解も表明された。

アプローチがそれぞれの場合にとられるべきであるので、このれば、さまざまな地域の状況は大変異なるから実際的で柔軟なするその意味を分析することを試みた。専門家たちの見解によまれる基本的な問題を確認し、そして地帯内国と地帯外国に対察して、非核兵器地帯の概念を詳しく述べ、非核兵器地帯に含際して、非核兵器地帯の概念を詳しく述べ、非核兵器地帯に含い、

研究は何ら詳細なルールを設けようとはしなかった。それにも

で平和的核爆発を含むそのような利益を開発することができる利であるから、非核兵器地帯条約のすべての当事国も自らの手エネルギーの利用はすべての国家の譲り渡すことのできない権しかし他の専門家たちは異なった意見であり、平和目的の核

することはできないと強く主張する。

されている。

た第三〇回国連総会によりさらに検討されるべきものとして示ン並びに政府の態度が異なっている問題は、諸政府により、まされるべき一定のガイドラインを示した。これらのガイドライかかわらず、専門家たちは非核兵器地帯が創設される際に考慮